

日本語教育推進関係者会議（第5回）

1. 日時：令和5年10月11日（水）15：00～17：00

2. 場所：WEB会議

3. 議題：

（1）座長等の選任等

（2）日本語教育の現状について

（3）日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針のフォローアップについて

（4）その他

4. 出席者：

（委員）オチャンテ委員、河原委員、小池委員、佐藤委員、杉山委員、田尻委員、西口委員、西原委員、福島委員、古澤委員、松田委員、森下委員、由井委員、四ツ谷委員、ロジャーズ委員

（事務局）今泉文化庁審議官、八木文部科学省総合教育政策局社会教育振興総括官、今村文化庁国語課長、福田文化庁国語課地域日本語教育推進室長、金子外務省大臣官房政策立案参事官／外務副報道官、鈴木外務省大臣官房文化交流・海外広報課長

（関係府省庁）中野文部科学省総合教育政策局国際教育課長、水野文部科学省大臣官房国際課国際協力企画室長、高木文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付留学生交流室室長補佐、齋藤こども家庭庁成育局成育基盤企画課長、草壁総務省自治行政局国際室長、伊藤出入国在留管理庁参事官、菊田厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課海外人材受入就労対策室長、福本経済産業省貿易経済協力局技術・人材協力課総括補佐

5. 議事録

（1）座長の選任等について

○参考資料1「日本語教育推進関係者会議の設置について」に基づき、委員の互選により

座長を選任することとなり、西原委員を座長に推薦する旨の意見があり、特段の異議なく了承され、西原委員が座長に選任された。

○西原座長より、座長代理として伊東委員を指名する旨の発言があり、特段の異議なく了承され、伊東委員が座長代理に選任された。

○西原座長より、会議の公開について、原則として公開とする一方、例外として、座長選任等の人事に関する事項を議決する場合、座長が公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他、正当な理由があると認める場合に非公開とすることができる旨、また、会議資料又は議事録についても、原則として公開とする一方、例外として、座長が公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議資料や議事録の全部あるいは一部を非公開とすることとし、非公開とした場合でも、その部分について議事要旨を作成し公開する旨の発言があり、特段の異議なく了承された。

(報道関係者・一般傍聴者入室)

○西原座長

よろしいでしょうか。それでは、議事の2に入りたいと思います。まずは日本語教育の現状について、事務局から説明をお願いいたします。

○福田地域日本語教育推進室長

失礼いたします。文化庁でございます。文化庁から、国内の日本語教育について説明をさせていただきます。なお、入管庁の関連部分につきましては、この後入管庁から説明をいただくことになっております。

まず、改めまして、本会議の位置づけにつきまして確認をさせていただきたいと思っております。本会議につきましては、日本語教育推進関係者会議ということでございまして、日本語教育の推進に関する法律に基づき設置されているという会議でございます。この会議でございますけれども、ここの、今画面のところで、小さいですけれども、こちら日本語教育推進会議等というものがございます。この関係者会議のまず上のところに、政府は関係行政機関相互の調整を行うため、日本語教育推進会議を設けるとされて

おります。そして、その上でこの関係行政機関は、日本語教育推進関係者会議、この会議でございます、を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際して、その意見を聴く、このようにされているところでございます。

したがいまして、文化審議会あるいは中央教育審議会、そういった諮問に対して答申をいただくといった審議会とは、立てつけが異なるところでございます。基本的には、この関係行政機関が調整を行うに際して、本日お集まりの委員の皆様から御意見を頂戴するといった位置づけであるということを改めて確認させていただければと思っております。

次に、この関係者会議でございますけれども、これまでどういったことをやってきたかということにつきましては、今回新たに入っていたいただいた委員の方もいらっしゃいますので、改めて御紹介申し上げますと、先ほど申し上げました日本語教育の推進に関する法律、これが令和元年に公布・施行されたと。そして、それに基づき、この下にある、この日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針、いわゆる基本方針の策定を政府としていこうとする、そのプロセスにおきまして、この関係者会議を、これまで令和元年の11月、それから令和2年の1月、2月にそれぞれ開催させていただいたという次第でございます。

そして、その中で委員の先生方、あるいは外部の関係者からのプレゼンテーションなども実施させていただきました。しかしながら、コロナ感染の拡大防止ということでございまして、第4回の会合、3月4日でございましたが、これを急遽中止させていただいたと、そして今日に至るということでございます。

なお、この基本方針につきましては、令和2年の6月23日に閣議決定されたということでございます。この基本方針に関しましては、既に御承知の方がほとんどかとは思いますが、日本語教育の推進の基本的な方向、そしてその推進の内容に関する事項ということで、国内あるいは海外における日本語教育に関する重要な事項が規定されているというものでございます。

なお、この一番下に、その他推進に関する重要事項というところがございますけれども、ここで一つ下線部を引いてあるところがございます。日本語教育を行う機関のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し、検討結果に基づいて必要な措置を講ずるとされているところでございます。こちらに関しましては、これも御承知かと思っておりますけれども、このたび、本年の国会に

おきまして、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るため日本語教育機関の認定等に関する法律が成立したということでございます。

この制度につきましては、既に御案内の方も多いかと思いますけれども、初めてという方もいらっしゃるかと思いますので、改めてごく簡単にこの仕組みをここで説明させていただきます。この日本語教育機関の認定制度というものを創設し、文部科学大臣の認定を受けることができるという、機関としての認定制度、それから、この下の2ポツにありますけれども、教員の資格、これをまた新たに国家資格として設けるという、これが大きな二つの柱となっているものでございます。

この法律の、現在その施行に向け、冒頭、今泉審議官の挨拶にもありましたが、文化庁では様々準備を進めているところでございますけれども、昨年の12月、つまりこの新たな法律の成立に先立って、日本語教育推進会議、これは政府の方の会議になるわけでございます。関係行政機関の会議でございますが、ここにおきまして、この法律が成立した暁においては、この認定日本語教育機関、それから登録日本語教員の活用についてということで、ここに記されているような、様々な留学関係、教育関係、あるいは就労生活関係について、関係省庁の合意を得て、一定の取組を進めていくとされているところでございます。

なお、この詳細につきましては、画面で共有はなかなかできませんが、資料2ということで事項を詳細に定めているというものでございます。

このほか、日本語教育に関する各省庁の取組ということで、ごく簡単に御紹介をさせていただきたいと思っております。まず文部科学省でございます。今このページにあるとおり、日本語教育の施策についてということで、日本語教育の内容・方法等の充実、あるいはその人材の養成・研修、それから地域日本語教育の体制づくり、そしてまた日本語教育の基盤整備、それから調査研究並びに難民に対する日本語教育、こういった施策を進めているというものでございます。

このページにつきましては、今、令和6年度の概算要求、これに関して今、その査定当局と折衝を進めているところでございますが、来年度の概算要求のあらましということでございます。

このほか、幾つか事業等について、この資料をまた追って御覧いただければと思っておりますけれども、一つ御紹介させていただきたいと思っておりますのは、こちらですけれども、この日本語教育の参照枠ということで、これは令和3年に国語分科会のほうで参照枠を策定

されたというものでございます。

これにつきましても、こちらの資料にあらまは記載されておりますので、また御覧いただければと思いますけれども、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる、日本語学習、教授、評価のための枠組み、こういったものをお示ししているものでございます。

このほか、文部科学省におきましては、こちらの帰国・外国人児童生徒等教育の推進・支援ということで、関係する事業などを実施しているとともに、また高等教育の関係では、留学生に対する就職促進プログラムなどを実施しているというものでございます。

次の法務省それから外務省の資料は、追ってまた説明がありますので、割愛させていただき、その他関係省庁ということでございます。厚生労働省におきましては、こちらの外国人就労・定着支援事業のほか、技能実習あるいは介護、それからEPAに基づく取組ということで関連事業を実施しているということでございます。

また、経済産業省におきましても、看護師・介護福祉士に関する事業、それから、AOTS（海外産業人材育成協会）、こちらにおける事業などを実施しているということでございます。なお、本日はこれらの関係省庁におかれましても、オブザーバーとして出席しているということでございますので、追って質疑応答等で要すれば御質問をいただければと思っております。文化庁からは以上でございます。

○西原座長

ありがとうございます。では続いて。

○鈴木文化交流・海外広報課長

続きまして外務省より、外務省と国際交流基金による海外における日本語教育について説明をさせていただきます。外務省と基金は、主に対日理解促進と日本との交流の担い手育成の観点から、これまで長年、海外において日本語教育の普及に努めてきているところでございます。こうした外務省や国際交流基金の役割は、令和2年6月に、日本語教育推進法に基づく基本方針において明確化されたところでございます。基本方針にもあるとおり、海外では、国際交流基金を通じた日本語教育を主軸として、JICAにおいては、JICA海外協力隊による日本語教育、また中南米地域の日系団体が実施する日本語教育への協力などが実施されてきているところでございます。

このうち本日は特に、国際交流基金を通じた海外日本語教育事業について詳細を説明いたします。資料1の外務省関係資料38ページ以降に沿って説明をさせていただきます。

まず、資料の38ページを御覧ください。国際交流基金では、おおむね3年に1度、海外の日本語教育の現状を把握するための調査として、海外日本語教育機関調査を実施しています。ここでは直近の2021年度の調査について掲載しています。2021年度の同調査によれば、日本語学習者数は約380万人となっており、過去最高であった2012年度、また2番目に多かった2018年度に次ぐ3番目に多い結果となっています。

2015年に一旦減少していますが、これは学習者が多い韓国及びインドネシアの学校教育において、言語教育が必須科目から選択科目へと移行したためです。今回調査で、2018年に比べて学習者数が減少した理由としては、コロナ禍の影響が挙げられると考えています。初等教育、中等教育、高等教育を含めた学校教育での学習者数はほぼ横ばい、特に中等教育ではむしろ増えているのですが、学校教育以外の学習者数は約27%減と大幅に減少しています。

また今回、オンライン学習の実施率調査も行いましたが、中南米や中東では9割を超える実施率、また全世界では、6割以上がオンライン授業を実施していることを確認いたしました。コロナ禍により、日本語授業についてもオンライン化が急速に進んだことが見てとれます。

続いて39ページを御覧ください。海外での日本語学習の目的・理由について、2018年に比べ、日本への留学、日本への観光旅行などを理由とする回答が減少しています。この結果もコロナ禍が影響したものと考えています。また、2018年に続いて、日本語そのものへの関心に加え、アニメ・漫画などへの関心が高い比率となっています。

続いて40ページを御覧ください。国際交流基金の日本語授業は、海外での日本語教育環境の整備を主たる目的としています。特に日本語専門家の派遣、日本語教師研修のほか、教師謝金や教材購入費支援、弁論大会経費助成などによる日本語教育機関の活動やネットワーク支援に力を入れています。このほか、各国外交官、公務員、文化学術専門家などに対する日本語研修や、フィリピン、インドネシアとの経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者に対する訪日前の日本語研修なども実施しています。

また資料の41ページを御覧ください。基金では、日本語教育のための素材提供のた

め、教材開発を行っています。資料に記載のとおり、「J F 日本語教育スタンダード」、
「J F 生活日本語C a n - d o」を開発・公表し、C E F Rに準拠した日本語教材を開
発しています。また、日本語能力評価のための試験の実施も主要な事業であり、現在は、
日本語能力試験（J L P T）と在留資格特定技能1号の申請に使用できる国際交流基金
日本語基礎テスト（J F T - B a s i c）を実施しています。

J F T - B a s i cはC E F RのA 2レベルの試験であり、J L P Tについては、現
在はN 1からN 5までのレベル別となっていますが、2 0 2 5年試験以降は、C E F R
レベルの参考表示を成績書類に追加する方向で準備を進めています。

さらに、基金はオンライン日本語学習にも取り組んでおり、特にアフリカや中東など、
日本語教育機関があまり存在しない地域の学習者により日本語学習の貴重なツールとし
て活用されていることを確認しています。

続いて4 2ページを御覧ください。基金事業において近年特に力を入れているのが外
国人材受入れ拡大のための日本語教育事業です。新たな在留資格、特定技能制度の開始
に伴う取組として、先ほど御紹介したとおり、日本語基礎テスト（J F T - B a s i c）
を開始しています。また、日本で生活する方向けの新カリキュラムや、新教材「いろど
り 生活の日本語」を開発・提供しています。

4 3ページを御覧ください。2 0 1 4年度以降、現地日本語教師のアシスタント役と
して、日本語パートナーズを、A S E A Nを中心とするアジア各国・地域に派遣してい
ます。昨年度までに2, 7 7 7人派遣の実績を上げており、今年度派遣分も加えれば、派
遣実績人数はもう少し増える見込みです。また現在、来年度以降の事業継続に向けても
調整を行っているところです。

最後に、4 4ページを御覧ください。海外の初等教育課程の子供のほか、海外に移住
した邦人の子孫などに対する日本語教育、いわゆる継承語としての日本語教育について
も、今後もしっかりと実施していきます。具体的には、国際交流基金の海外拠点をベー
スとして、各国のプラットフォーム運営支援、基金ウェブサイトでの情報発信のほか、
補習授業校での実態調査及び同調査結果に基づく学習ニーズの把握などを推進してい
きます。

以上、基金の日本語教育事業を中心に、外務省の海外における日本語教育事業の御紹
介をいたしました。外務省からは以上でございます。

○西原座長

ありがとうございました。次に入管庁、お願いします。

○伊藤入管庁参事官

出入国在留管理庁で総務を担当しております参事官の伊藤と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、入管庁から資料3に基づきまして少し御説明をさせていただきます。先ほど外務省様から外国人材の受入れについて力を入れておられるということが御説明としてございましたが、当庁で現在取り組んでいる、直面している課題といたしまして、技能実習制度、特定技能制度という外国人の受入れにおいて重要な役割を担っている二つの制度について、現在、関係省庁と共に見直し作業を進めております。本日は日本語という観点を踏まえて、その状況を御説明させていただければと思います。

今画面に表示していただいております、有識者会議の開催についてというページですが、前提としまして、技能実習制度、それから特定技能制度について、簡単に確認をさせていただきますと、技能実習制度については、およそ30年前に創設された、人材育成を通じた国際貢献を目的とする技能習得のための受入れの枠組みでありまして、現在約32万人が国内に在留しております。一方、特定技能制度については、人手不足分野の人材確保を目的として、平成31年、約5年前に創設されたものであって、現在約17万人が在留をしております。二つの制度を合わせておよそ50万人が在留しておりまして、冒頭、審議官からございました300万人という在留外国人の中で相当な割合を占めているということになっております。

この両制度について、このページに記載しておりますとおり、過去の法律改正時において、制度の見直し条項というものが設けられておりまして、いずれも、ちょうどそのタイミングを迎えております。したがって、本ページの一番下に記載しておりますとおり、昨年11月に関係閣僚会議の下に有識者会議を立ち上げて現在、御議論いただいている、御検討いただいているというところでございます。

1枚おめくりいただきまして、その有識者会議の開催スケジュールでございます。実は本会議にも参加されている高橋委員にもこちらの有識者会議にも委員として御参加いただきながら、これまで11回の会議を重ねてまいりました。既に本年6月に中間報告書を提出いただいて、ある程度の方向性は提示されております。引き続き、有識者会議

を何回か開催させていただいた上で、秋頃とありますが、この秋のしかるべきタイミングにおいて最終報告書を提出いただく予定となっております。

1 ページおめぐりいただきますと、その中間報告書の概要ということでまとめております。様々な論点がありまして、全ては触れませんが、ざっくり申し上げますと、今日御紹介した両制度の間で、より連続性を持たせた上で全体として制度をよりよい方向に見直し、改善を図ろうというものでございます。

この中で日本語能力に関する部分について申し上げますと、下のほうに赤枠で囲んでいる部分がございます。今回の見直しの主な検討事項の一つとしまして、これまで技能実習制度においては、一般的には、日本語能力要件であったり、その質、レベルを担保するための教育水準が確立していなかったわけですが、今回の見直し後の制度においては、一定水準の日本語能力を確保できるよう、就労開始前の日本語能力の担保方策及び来日後において日本語能力が段階的に向上する仕組みを設けるという方向性にしておりまして、今現在、これを具体化するための御検討を有識者会議において議論いただいているということになっております。

それから、その次のページは2ページにわたりまして、その後に策定された政府方針を参考までに添付しております。最後のページ、ページでいうと5ページ目になりますが、本年6月の骨太の方針におきましては、さらに若干踏み込んだ形で、これも下のほうの赤字の部分でございますが、丸5のところですが、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関認定等に関する法律において創設予定の日本語教育機関認定及び認定日本語教育機関の教員の資格の活用方策を含む検討を行うと政府方針としても定めております。

以上、まだ最終報告書前の段階でありまして、最終的な、具体的な方向性については本日お示しできないことを御容赦いただければと思いますが、いずれにしましても、外国人労働者が来日する際に、日常生活、それから職業生活に必要な最低限の日本語能力を有することは非常に重要であると我々としては考えております。したがって、新たな受入れ制度の枠組みの中において、日本語という要素をしっかりと位置づけて、受け入れる外国人にとっても、また日本社会にとっても、両方にとってよい制度になるように我々としても検討を続けてまいりたいと思っております。入管庁からは以上でございます。

○西原座長

ありがとうございました。それでは、ただいまいただいた御説明につきまして、御質問をお受けしたいと存じます。ただ多岐にわたることですので、フォーカスを3段階にさせていただいて、まず、最初に文化庁から御説明がありましたことについて、そしてその中で厚労省及び経産省についても触れていただきましたけれども、そこまでの御説明につきまして何か御質問がございましたら、挙手を、これでは挙手マークが出されますでしょうか。それをマークしていただきましたら御指名させていただきます。

佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員

個別の質問ではないのですが、この会議の位置づけについて少し御質問させていただきます。この会議は、審議会とは違って、答申するというようなことではないというのは承知しております。意見聴取ということのようですけれども、ここで出た意見は、具体的にどういう形で反映していくのかということについて、一体どういう扱いになるのかということについて最初に確認させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○西原座長

いかがでしょうか。

○福田地域日本語教育推進室長

ありがとうございます。事務局でございます。これは、今のこの質疑応答のこの後の議事にも関わってまいりますけれども、先ほど御説明いたしました基本方針、例えばこれにつきましては、今、これが策定されてから3年が経過しているわけでございます。また、その3年の間にも様々な状況の変化、先ほど関係省庁から説明があった点も含め、などがあったということでございます。

したがって、今後こういったこの基本方針、あるいはそれを含む日本語教育をどうフォローしていくかということに関しましては、これは国全体としても取り組む必要があると考えているところでございます。そういったフォローアップの在り方などについて、是非御意見をいただきたいと。先ほどの、文化庁も含めまして説明したことに對する質疑応答から発展するような形も含めて、そういった御意見を頂戴したいというも

のでございます。

いただいた御意見を今後また、先ほどの基本方針、あるいはその他、国全体の日本語教育をどのように進めていくかということに関しまして、文化庁を含めた関係省庁において、引き続きフォローしていくというものでございます。したがって、個々の意見に対してそれを議論するというところとは少し立てつけの異なるところはございますけれども、以上でございます。

○西原座長

推進会議との関係を少し補足していただけると、より分かりやすいかと存じます。

○福田地域日本語教育推進室長

失礼いたしました。先ほどその推進会議につきまして若干御説明いたしましたけれども、少し先の説明になってしまってもよろしければ、今、画面を共有させていただきたいと思います。

これは次の議事の資料になってしまいますけれども、この後、先ほど申し上げたその基本方針をはじめとする日本語教育の今の国における取組の現状等を、どのように今後フォローしていくかということをお審議いただく。それを何らかの形で文書としてまとめるということになるわけですが、それをまとめるのは、先ほどの推進法の立てつけにもございましたけれども、関係行政機関の相互に調整を行うと。そしてその調整を行うに当たって関係者会議において意見をいただくというものがございます。

したがって、今、座長からもお話しいただきましたけれども、このフォローアップというものを何らかまとめていくとした場合におきましては、それにつきましても、最終的にはこの推進会議のほうでそれをまとめていくと考えております。したがって、関係行政機関が調整していくに際して、是非参考となるような意見をこの関係者会議でいただきたいという関係となっております。

○西原座長

佐藤委員、いかがでしょうか。

○佐藤委員

分かりました。結構でございます。ありがとうございました。

○西原座長

ありがとうございます。また、後ほどの議題にも関係していくところだと思います。我々は一体何をしにここで集まっているのかということにつきまして、御意見があったということでございます。もう少し具体的に、文化庁及び経産省、厚労省の内容につきましては、何か御意見が、又は御質問がありますか。

田尻委員、お願いいたします。

○田尻委員

ありがとうございます。田尻です。少し広げていいとすれば、資料2でお示しいただいた推進会議、さっきの推進会議の関連ですが、今回、日本語教育のほうは留学を主にしているようですが、それはもちろん突破口で、就労・生活も是非きっちり位置づけていただきたいというので、先ほど出ております技能実習・特定技能で、日本語の教育の時間をちゃんと保障していただく、担保していただくということをここで強くお願いするということなのかと思っております。

教育関係については少し、今度の登録日本語教員をどう扱うかはまだ難しいのですが、当面、今進んでいるので、今の表で言いますと、技能実習・特定技能で就労のかかなりの部分が日本語教育をやる、今後するということだけですけど、それをもう一步踏み込んで、ちゃんとしていただきたいというのと、生活部分での地方公共団体についての連携、これはもう早急の問題ですから、是非ともこういうことについて積極的に動いていただきたいという希望を申し上げます。

○西原座長

ありがとうございました。では、そういう御意見をいただいたということで、御質問とはちょっと違うという方向で整理させていただきます。ありがとうございました。

ほかに文化庁関係で何か聞いておきたい、確かめたいというようなことがありますか。後でまた繰り返して、翻ってくださっても結構ですけれども、そうしましたら、次に御発表いただいた外務省のことにつきましては、何か御質問等、御確認いただきたいことはございますか。

皆さんそれぞれによくやっているという、そういうことかと思えますし、とても広範囲のことを短期間に御説明くださったので、もうそのことについては御存じの方も、委員もいらっしゃると同時に、初めて聞いたというようなこともあろうかと思えます。

西口委員、お願いいたします。

○西口委員

失礼します。ありがとうございます。日本語教育学会の西口です。外務省関係の御説明のところで、細かいことですが質問があります。地域別オンライン学習実施率というものが出されているんですけども、この場合のオンライン学習というのはどういうことでしょうか。オンライン学習というのは分かるんですけども、オンラインというのは、むしろ地域を超える形で、どの地域の方でもインターネットに乗っかればできるかと思うんですが、これは一体どういう率なのでしょうか。

○西原座長

いかがでしょうか。先ほどの外務省の御説明の中。四ツ谷委員から何か御意見がありますでしょうか。四ツ谷委員は国際交流基金でいらっしゃいますね。

○四ツ谷委員

国際交流基金の四ツ谷でございます。今の西口先生の御質問は、多分私がお答えした方がよいかと思ひまして、手を挙げさせていただきました。

この調査のオンラインの学習実施率の内容ですけども、これは世界各所の日本語教育機関に対して、実際に日本語の授業でオンラインを活用して授業を実施しているかと、Z o o mとかを使って、そういう授業を取りこんでやっていますかという問いに対して、そういうオンラインを使った授業をやっていますという回答を行った機関の割合でございます。

○西口委員

むしろオンライン授業実施率という、そういうことですね。

○四ツ谷委員

はい、そうでございます。教育機関側の視点になります。

○西口委員

分かりました。

○西原座長

ここで大洋州が一番低くなって、オーストラリア、ニュージーランドでしょうか。あとはフィジーとかそういうところも入れてでしょうか。

○四ツ谷委員

そうですね。島嶼国も含まれておりますが、機関の数はオーストラリアが中心になりますので、これは実際に調査をやってみて、若干我々も驚いたんですけれども、従来オーストラリアは国土が広大で、遠隔地教育が盛んなところという認識ではおったのですが、実際にこれで調査してみると、むしろ世界の中では、オンラインによる教育は少数派であったということが判明したということでございます。

○西原座長

ありがとうございました。西口委員、それでよろしいですか。

○西口委員

はい、ありがとうございます。

○西原座長

ありがとうございました。その他、外務省関係での御質問がないでしょうか。そうしましたら最後に、入管庁から、これはかなり具体的な御説明がありましたけれども、何か御確認いただきたいことがありますでしょうか。

西口委員、お願いします。

○西口委員

今現在のところは、日本に、特定技能の場合ですか、特定技能の場合には、J F T-

B a s i c合格というのが条件になっていると思いますけれども、今後、とにかく来日すると、新たな制度のほうですね、来日するという場合の日本語の条件というのは、もう具体的に決まっているのでしょうか。まだ検討中ということでしょうか。中間報告概要の一番下のところになりますけれども。

○西原座長

いかがでしょうか。

○伊藤入管庁参事官

入管庁ですけど、よろしいでしょうか。結論から申し上げますと、一言で言えば、まだ検討中ということでございます。様々な考え方がこの点はあると思っております、もちろんしっかりと要件化をしてということの方が外国人にとっては生活がしやすくなるという面もあると思いますが、一方で入国に当たってのハードルが若干上がってしまうというところもありまして、ここをどういう形で担保していくかということは、まだいろんな意見を踏まえて、今後も引き続き検討させていただくことになると思っております。

○西口委員

分かりました。ありがとうございました。

○西原座長

国際的な人材獲得競争が非常に激しくなっているところで、日本が、たまたまこれを設けてしまった場合に、日本で今必要とするような労働力が得られなくなるんじゃないか、みたいな御心配もあると思うんですけど、そこら辺のところはいかがでしょうか。

○伊藤入管庁参事官

正におっしゃるとおりだと思っております、本当に様々な論点があるかと思っておりますが、国際的な人材獲得競争が年々厳しくなっているということは座長のおっしゃるとおりでございます。ですので、我々としても、そういった面も考慮しながら、かつ、一方で日本語能力の重要性にも配慮しながら、何とかいい形を見いだしていきたいと思

っておるところでございます、引き続き有識者会議の御意見を伺いながら検討を続けていきたいと思っております。

○西原座長

ありがとうございます。西口委員、それでよろしいですか。

○西口委員

はい、ありがとうございました。西原先生も補足ありがとうございました。

○西原座長

田尻委員、どうぞ。

○田尻委員

今の件ですが、先ほどお示しいただいた外国人の日本語能力ですが、日本能力の担保方策というのを入管庁は具体的にスケジュール化しているのでしょうか。上げると来なくなる、下げていると今度は実際に現場で問題が起こるということがあって、これもどの程度のを、どれぐらいのスパン、時間帯で、何年後、1年後に、その新しい特定技能が出来たときには当然示した方がいいと思うんですが、そのことを含めての、見通しで結構ですけど、担保方策がどの程度、進んでいこうとしているのか、全く今からなのか、教えていただきたいと思います。

○西原座長

今秋には、今、秋になりましたけども、最終報告が出されるということですが、そのときには少しははっきりするというのでしょうか。補足的に、入管庁の方、よろしくお願ひします。

○伊藤入管庁参事官

なかなか、非常にお答えするのが難しいところでございます、率直に申し上げますと、今の時点で特にいつからこれ、いつからこれというように明確に固まっているわけではないということで御了承いただければと思います。もちろん、最終報告書が出れば、

それを受けて、我々政府としても更に本格的に、スケジュールを含めて整理をして、なるべく前広に関係者の皆様に対しては周知していきたいと思っておりますが、今の時点ではお答えできる内容がなかなかなく、その点は御了承いただければと思います。

○西原座長

田尻委員、いかがでしょうか。

○田尻委員

では、最終報告書に書かれることを期待しております。そこでなくなってしまうと、もう終わるので、よろしく願いいたします。そこはちゃんと見ておきます。よろしく願いします。

○西原座長

そういうところがございますね。ありがとうございます。

また後ほど御意見を伺うということもございますので、今のところ、そのような御質問があったということで、議題を次に進めさせていただいてよろしいでしょうか。また御意見を伺う機会が設けられると思います。

そして、議題3ですけれども、そこにありますように、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針があるわけですが、そのフォローアップについて、また今後の進め方について、事務局より御説明をいただきます。

○福田地域日本語教育推進室長

失礼いたします。事務局でございます。先ほど若干説明してしまったところがございますけれども、フォローアップに向けた視点の例ということでございます。したがって、あくまでこれは私ども事務方のほうで作成したのは例でございますので、必ずしもこれに限られるというものではないと思っております。

まず、この基本方針に定められた日本語教育の推進の内容に関する事項、これは国内・海外とあるわけでございますが、これについて、これまでの進捗状況をどう評価するかということ、それから基本方針の策定以降、先ほども御説明差し上げた、日本語教育をめぐる国内外の新たな状況変化をどのように捉えるべきか、今後のフォローアップに

においてどのような点を考慮すべきか、特に日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育の認定等に関する法律の施行や、本法律に基づく関係省庁との連携を踏まえ、フォローアップにおいてどのような点に留意をすべきかということ。そして最後に、そのフォローアップの結果も見据えつつということではございますけれども、今後の日本語教育の一層の推進に向けて、どのような検討を進めていくべきかということでございます。

その日程感ということでございますけれども、本日、この関係者会議で御意見を頂戴した後、私ども政府側といたしましては、速やかに日本語教育推進会議、先ほどの役所の会議、これも開催したいと思っております。その場において、本日いただいた御意見も踏まえ、どのような形でフォローしていくかということ、政府として、そこで了解、すなわち決定してまいりたいと。そしてそれに基づいて、そのフォローアップに関する一定の細かい資料、そういったものを策定してまいりたいと考えております。

そして、年が明けまして、これは当面の目安でございますけれども、本年度内ということではありますけれども、もう一度、また、先生方の御日程を頂戴いたしまして、日本語教育推進関係者会議、これを開いて、先ほどのこのフォローアップに関する、どのような形でまとめるかということも、本日の御議論もいただいた上での検討ということになりますけれども、それに対する一定の取りまとめの案について、また御意見を頂戴できればと思っております。そしてその上で、そのフォローアップを、政府として一定の文書を決定してまいりたいと考えております。

なお、この日程感につきましては、先ほどの説明にもありましたけれども、現在国内におきましても、様々な動きもございますので、その動向によって多少変動するという事は御承知おきいただければと思っております。

また、さらに来年度以降ということまで見据えますと、このフォローアップの先には、今の基本方針、これが今3年を経過したわけでございますけれども、これはこの基本方針の中でも、おおむね5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは基本方針を変更するとされているところでございます。したがって、このフォローアップのまた、まとめというものを踏まえ、来年度、あるいは再来年度にかけて、その次の基本方針、あるいは現行の基本方針を何らか変えるといったような必要性も含めて、御議論をいただければと考えている次第でございます。

なお、最終的にその上で決定される各基本方針、仮にその改定というのがあるとした

場合には、それはまた関係行政機関の調整を経ての閣議決定になるというものでございます。

あわせて、今日御欠席の委員の先生方が4名いらっしゃいます。その4名の方につきまして、事前に私どもから、今申し上げたような事項を御説明させていただいた上で、事前にコメントを頂戴しておりますので、この場で御紹介させていただきたいと思いません。

まず伊東委員でございますけれども、伊東委員からは、本会議が、各省庁の取組の紹介に終わってしまうことのないよう、認定法が成立した現段階において、関係者会議としてしっかりと意見を述べていくことが必要だとのコメントを頂戴しております。

次に栗木委員からは、これは日本語教育に限ったものではないけれども、外部の人材、これを特に日本語教育を含め学校現場で活用する場合、どうしても短期間の雇用関係になってしまい、なかなか学校全体のマンパワーの増大につながっていかないという状況があると。是非、安定して雇用できるような方向というものを日本語教育も含めて追求してほしいというコメントを頂戴しております。

次に、高橋委員からは、日本語教育については、来日後の外国人の方々の負担、その他のデメリットなどを考えれば、今後は、来日前における日本語教育の提供を重視していくべきではないか。したがって、この基本方針の中では、国内の日本語教育、それから海外における日本語教育とあるが、これをうまく連結して、トータルで、日本語教育を提供していくことが重要ではないか。加えて、その日本語の学習について、できるだけ無用の負担をかけず、また公正公平な試験により、オープンで分かりやすい評価がなされることが、国際的にも重要ではないかとの御意見を頂戴しております。

最後に、浜田委員からは、就労者に対する日本語教育、あるいは継承語教育など、これまで十分な取組がなされていなかった分野に、この基本方針に基づいて、支援が届くようになりつつあるということが分かり、大変心強く思うと。その他方で、日本語教育を実施する側、主体においては、日本語教育の事業、これを新たに引き受けると、担当者の負担がどうしても増してしまうということから控えたいという声も一部聞くところであり、したがって、実施しようとする強い意思を有する主体とそうでないところとの格差が今後広がってしまうことのないような取組が重要ではないかとの御意見を頂戴しております。

事務局からは以上でございます。

○西原座長

ありがとうございました。

御欠席の方々がおっしゃってくださったことを今ただいま私たちも聞いたわけですが、そもそも私ども、この委員会がなぜ集まっているのかというと、今おっしゃっていただいたように、それこそ御意見番として、大所高所から日本語教育の在り方について、今聞いたような実施されていることを超えて、何が必要なのかというようなことも含めて御意見をいただくということでございます。

ただ、今日がこの委員会としてこのメンバーで集まる第1回でございますので、それぞれのお立場を踏まえて、大所高所と言いながら、御自分の守備範囲の中で結構でございますので、この委員会として私たちが考えていくべき方向性について御意見を賜ればと思います。

皆様方一人一人に全ての方から御意見をいただきたいと存じますので、恐れ入りますが、これから約1時間で会議が終わる時間になってしまうので、それで、今日の出席者を割りますと、3分とか4分とか、そのくらいしかお一人には差し上げられないようなことになるのでございますけれども、皆様の御意見を伺いたいということで、誠に僭越ながら、私はここに出席者名簿を手元に持っておりますので、それに従いまして、指名させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。御覚悟を召されということで。最初に名前があるのが佐藤郡衛委員ですけれども、恐れ入ります。

○佐藤委員

では失礼します。私が先ほどお伺いした観点でいうと、要するに個別の施策というよりは、どうフォローアップしていくのかということに関して何か意見をいただきたいことですので、資料1を拝見しますと、アウトカム、アウトプット、短期アウトカム、中期アウトカム、長期アウトカムという、こういう形で進捗状況が整備されていますが、アウトカムになったのはとてもいいと思うんですが、どうしても短期アウトカム、中期アウトカム、長期アウトカムというのが重なっていたり、これがどのようにしてフォローアップできるのかということの、そのフォローアップの方法をちゃんと明確にする必要があるんじゃないかと。

もっと言うと、アウトカムの基準をどのようにしていくのかということを少し統一

しないと、ばらばらで、中長期アウトカムが全て共生社会への貢献とかとなってしまいます。一体この施策を積み上げていけば共生社会は実現するのか、そんなことは決してない。そういう、どのようにしてフォローアップしていくのかという、評価をどうしていくのかというところについて、明確にそれぞれ、もうちょっと具体性を持って改革する必要があるんじゃないかというのが1点です。

それから、もう1点だけお話しさせていただきますと、もう1点は、省庁の横断に関わるようなところがかかなり多く見られるんですよ。例えば一つでいうと、今私が拝見した限りで言うと、地域日本語教育の推進するキーパーソンは何なのかという、総括コーディネーターとか地域日本語コーディネーターであるとか、あるいは総務省における多文化共生コーディネーターであるとか、あるいは法務省の地域総括コーディネーターでしたっけ、というような提案もされて、外国人総合支援コーディネーターでしたっけ、そういう提案をされているんですが、一体どういうような、省庁にまたがるような施策をどう調整していくのかというところを、もうちょっとしっかりした議論が必要じゃないか。

それから、さっき高橋委員の言ったことも私は関わってくると思うんですが、海外と入国後の日本語教育の接続というところは、きちんとした論点として出して、一体どうしていくのかというところを明確にしていく必要があるんじゃないか。私の守備範囲で言うと、継承語に関わりますけれども、継承語などについても、当然のことながら、海外の日本人学校、補習授業校などとも密接に関わってまいりますし、そして国内の外国人の児童生徒の問題とも関わってくるので、こうした省庁間にまたがる施策について、より、個別の説明だけではなく具体的にそれをどう推進していくのかというところの踏み込んだ議論が必要ではないかと思っています。以上でございます。

○西原座長

ありがとうございました。次の名簿には田尻委員の名前があります。田尻委員、それから、予告させていただくと、福島委員、河原委員と続いているようです。田尻委員、お願いいたします。

○田尻委員

何度もしていますので。先ほどのことで私のほうで言いますと、登録日本語教員とい

う国家資格に数年関わってきましたので、このシステムで登録日本語教員がどういう位置づけにされていくのかということは大変興味を持っています。

それからもう一つは、先ほどちょっと言っていますが、日本語教育の参照枠という評価基準が、言わば人の出入りに関わって、又は国内に住んで、一応何か目安になるような形で、日本語習得の担保になるのかということが気になっておりますので、どうぞその辺りを、できれば各省庁のどこかできっちり分かるようにしていただきたいと思っています。何度も発言していますので、以上です。

○西原座長

ありがとうございます。では、福島委員、続いて河原委員、そして小池委員にお願いいたします。福島委員、いかがでしょうか。

○福島委員

違う視点から発言します。日本語を推進するということですが、何のために推進するのかという観点、私は言語政策専門ですけども、例えば私は早稲田ですから、職場は新宿で大久保に住んでいて、たくさんの外国人の人が住んでいます。その中で、一時的に働く人として来て、あるいは留学生として来て、動ける人はいいんですけど、中には働いている人と子供を連れてきている人がいるわけですね。

そうすると、働こうと思えるためには、自分の子供の教育をどうするかとか、子供はずっと日本で育ってくると、動ける大人はいいんですけど、要はもう日本にしかいられなくなるというか、そういう意識はないかもしれませんが、そういった環境にいる、日本語を話す人ですね、というのが、文科省がやっているのかもしれませんが、動けない人というか、動く人の教育も一時的にそういった働く、勉強するというものではなくて、ずっとこの生涯にわたって自分の言葉を育成していくという、この視点があるか、それをするためには親が、それこそ一時的に働く人がここにいてもいいんだと、長期的なビジョンがあって、ここに子供を置いていいなというようなものがないと、なかなか、それこそ働きに行く国として選ばれないというか、というのがあるのかと思いますので、そういった人の視点が必要かと思いました。

もう一つ、人の視点というと海外の日本語教育のお話がありましたけど、海外の日本語も多くの人は日本に来ない人が多くて、要は、日本語を勉強しても日本語を話さない

というか、そういう人の中で日本語教育が行われていて、すごく多くいて、そういう人たちが何のためにやっていて、どういうニーズがあるのかという、いろんな観点から推進するといいいのかと思いました。以上です。ありがとうございます。

○西原座長

ありがとうございました。では河原委員、いかがでしょうか。

○河原委員

河原です。私は地方の愛媛県で、大学、専門学校、高校等、その中の一つに日本語学校を含む学校法人を運営しています。現在、外国人を受け入れている、課題的なことになってしまいますが、教育機関といつか日本語教育の学校では様々な母国の背景を持つ学生が入り交じって授業を受けているというのが現状でして、特に初中級クラスでは様々な非漢字圏出身の学生に同時に授業を行う状況に直面しています。

このような状況では、教科書であったり問題集を用いて授業を行う際に、様々な課題があるので、各国語対応を含めて、読解であったり、文法、語彙、漢字、聴解対応に網羅的な教材等が必要になってくるのではないかと、細かいところでは感じております。

あと教員研修といつか、教員についてですけど、データにもあるのですが、日本語教育機関においては非常勤比率が高い結果になっていて、これによって逆に、常勤の教員のカリキュラムデザインやコースの校務運営に対する責任というのが大きくなっていると思われます。そして管理的な立場としてカリキュラムデザインはもちろん、教育の質担保や、非常勤や後輩教員への指導方法を学ぶ機会も必要だとは思いますが、このような中堅職員に対する研修の機会はこれまで少なかったのではないかと感じております。

また、日本語教師養成機関においては、正規の中級の指導法が組み込まれているものの、中級の内容は初級の内容と比べて、より抽象的で高度な日本語に対する知識や、社会的なコミュニケーション能力、会話の質を要求するため、簡単には日本語教師養成機関で資格を取っても身につかないというところがあるので、そのフォローアップ等も必要ではないかと感じております。

今度はアルバイトの件ですが、日本語学校の留学生は留学を維持するために相当にアルバイトが必要で、学習時間を確保するのが困難な学生が多いです。日本語学校の留学

生の出身国によっては、日本との経済格差が大きいことから、国からの仕送りで学費や生活費をまかなうことは困難でありますので、多くの留学生は日本での生活費や授業料をアルバイトで捻出しています。さらに進学先の進学費用についても、日本語学校在学中に貯金しなければならないという現状もありますので、奨学金等に関してどのように生徒を保護していくのかということも少し感じたりします。

あと、増加するであろう外国人技能実習生や在留外国人やその家族の中には、基本的な日本語教育を必要とする者もいるが、日本語学校は地域社会との対外的なつながりが不十分と感じています。技能実習生、生活者への日本語教育にその支援を活用できないかというところが必要ではないかと感じたりしております。

○西原座長

ありがとうございました。では小池委員、そして、次に杉山委員、西口委員にお願いいたします。小池委員。

○西口委員

今の河原委員の御発言で、ちょっとだけ確認を一つだけよろしいですか。短い確認です。「様々な外国出身の学生が」とおっしゃいましたけれども、非漢字圏だけとおっしゃったように思うんですけども、漢字圏の学生は混ざっているのでしょうか。

○河原委員

漢字圏は数%です。漢字圏の学生に関しては、東京とかの大都市に留学する傾向が多いので、愛媛県に関しては非漢字圏の学生が多いと思われれます。

○西口委員

ありがとうございます。

○西原座長

では小池委員、お願いいたします。

○小池委員

自治体国際化協会の小池です。よろしく申し上げます。当協会は自治体の国際化の推進を支援することを目的として設置された自治体の共同組織であります。その中で自治体の多文化共生支援を主要な業務の一つとして行っております。その中で、地域国際化協会という各都道府県・政令市に設置されている、中核的な民間国際交流組織の連絡協議会の事務局の役割も担っております。

この地域国際化協会は日本語教育の推進に当たっても、地域に住む外国人の日本語教室の開設や、外国ルーツの子供に対する日本語教育支援など、自治体と連携しながら日々事業を行っているところであります。今日は、フォローアップに向けて、こうした地域国際化協会からいただいている意見の中から、実際に地域で日本語教育に取り組む中での課題について、幾つか紹介をさせていただければと思っております。

まず、法制上、財政上の措置に関する要望が多くありまして、総論としては、新たに受け入れる外国人等が地域社会で自立して生活できるよう、最低限の日本語能力の習得について、実効性のある仕組みを国の責任の下に構築していただきたい、ですとか、日本語教育の推進について国・県・市町村の役割を明確にしてほしいというような意見がございます。

また、現在日本語教室の多くは地域のボランティア頼みとなっております、その継続が危惧されておるところです。制度設計に当たりまして、ボランティア活動に異存し過ぎることのないよう、日本語教育等に従事する者の社会的地位の確立について御配慮いただきたいというような意見ですとか、せっかく補助事業を作っていただいても補助率が低いなどの理由によって活用が進まないものもあるのではないかというような意見もありました。地域の実情ですとかマンパワーの有無によって大きな差が出ないように、国や自治体の支援を望む声が多く出ております。

次に、日本語教育の機会の拡充についてですけれども、外国にルーツを持つ児童生徒のため、翻訳者ですとか日本語指導者、家庭支援員を教育委員会や学校に配置してほしい、ボランティアによる支援では限界があるというような意見がございました。あるいは、母国で義務教育を終えた外国籍の児童が来日した際に、日本での義務教育を受けることができない現状があるというような意見、あるいは来日前の日本語教育支援、あるいは日本の諸制度を学ぶ機会の確保が必要であるというようなこと、あるいは外国ルーツの児童生徒への日本語教育支援やキャリア支援に関して、先進事例等の情報提供を積極的に行っていただきたいといったような意見も聴かれます。

最後ですが、受入れ側の体制づくりについてです。マンパワー不足への対応を求める声が多くありまして、例えば日本語指導者の講座受講者自体は増えているんですけども、それが日本語教室の開設ですとか指導者の増加には至っていないといった声があります。また、学校や教員が諸外国の文化や宗教的背景の理解に乏しく、児童生徒への支援が滞ることがあるため、教員養成大学のカリキュラムですとか教員の研修などで、学校教育に従事する教員が等しく外国ルーツの児童生徒への理解を深められるような仕組みを確立してほしいですとか、外国にルーツを持つ子供の教育関係者向けの研修等をオンラインで実施してほしいなどの声がございます。

こうした地域からの声の中には、既に制度として受皿が用意されているものもあると思うんですけども、その周知ですとか、使い勝手等の部分で現場が活用し切れていないとすれば、実際にこの地域で取り組んでいる声を聴いてフォローにつなげていただければと思っています。

また、認定教育機関や登録教員の制度整備、地域の多文化共生との関係では、生活とか就労といった、そういった分野が関係してくると思いますが、日本語教育の質を保証する上で重要であるというのは我々も同じ認識ですけども、これが地域での活動のハードルを上げたり、更に負担を増すものであってはならないと考えております。制度の趣旨と現場での運用活用がうまくマッチできるようにしていく必要があるのではないかと考えております。こうしたことも留意しながら、フォローアップをやっていただければと思っていますので、よろしく申し上げます。

○西原座長

ありがとうございます。では杉山委員、お願いいたします。

○杉山委員

一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）の杉山でございます。私のほうでは、就労者に対する日本語教育について主に扱っている団体ですので、その観点からお話したいと思います。

就労者に対する日本語教育については、雇用している側の経営環境や、その規模などにも大きく依存してくると感じています。優良な大企業のように、もともと人材育成の仕組みとか予算を経営計画に含まれているような、そういった場合は、外国人の方が入

ってきても、日本語教育の費用を企業が負担しやすいんですけども、人手不足分野の中小零細企業において、外国人というよりも日本人も含めて人材育成に対する意識とか、人材育成に対する企業側の十分な費用負担の余裕がないようなところの状況があると思います。

こうした中で、日本という国として、外国人の就労者を受け入れていくんだという施策を進めていくには、企業負担による日本語教育に対する何らかの軽減策というんですか、そういったものを設けないと、企業側としては、通常の企業の活動のための経費削減を一生懸命していきますので、その経費削減を目的に十分な日本語教育が提供できずに、日本語教育そのものが後回しになってしまったり、そういうような外国人就労者の間における所属企業格差みたいな、そういう状況が生まれてしまうと思います。

企業によっては、外国人の就労者を雇ったときに、日本語ができなくても仕事が回るような仕組みを一生懸命作ってしまう、そういうところに企業経営努力をしてしまうという、そういうようなケースもあります。そうすると、親ガチャじゃなくて、その所属企業ガチャみたいな、そういう状況が生まれてしまうと。

そういった意味での国の施策として、就労者に対する学習支援を特定の職種にはあるものもありますけども、あとは地方自治体レベルで補助するような制度を設けているところもあると思いますが、何か国として、全国レベルといいますか、施策として経費面での負担の軽減をするような仕組みがないと、外国人の日本語学習が後回しになってしまうという状況があるんじゃないかということを危惧しております。私からは以上でございます。

○西原座長

ありがとうございました。では、次に西口委員、そして、その次が古澤委員、松田委員となります。西口委員、お願いいたします。

○西口委員

ありがとうございます。今のそれぞれの委員の先生方のポイントも非常に興味関心があるところですけども、私としては、日本語教育及びその研究に従事して今現在日本語教育学会の会長をしております私の立場からの意見を申し上げたいと思います。

私として今非常に興味を持っているのは、要は日本語教師の供給ということに非常に

大きな関心を持っています。取りあえず国内のことを考えているんですけども、これから外国出身の方がたくさんいらっしやって、日本で生活あるいは就労、留学をするという状況がますます広がっていくと思います。そういう方々に対する、認定日本語教育機関における日本語教育というのがこれから展開されるわけですけども、そのところで、非常に大量の日本語教師が必要になるのではないかと考えています。

ただ単に供給するだけではなくて、日本語教育学会としては、供給を広げつつ、質的な向上という部分に関しても積極的に貢献させていただきたいと思っています。

関連で、幾つかのポイントを申し上げますと、一つは、今現在の教師の養成から始まってキャリア開発というところに至ることですけども、今現在は、皆さん御存じのように、養成がありまして、国家試験の合格というのがありまして、その後に研修のメニューが用意されていて、初任の研修、そして中堅の研修、それからさらに主任の研修、地域コーディネーターの研修という、そういうある種3段階構えみたいな形になっているわけですけども、日本語教育学会としましては、初任の研修は、もう非常に広く展開されなければいけませんけれども、中堅の研修の部分が、まだ内容も方法も未定のところがあるわけです。日本語教育学会としては、中堅の研修の部分で積極的にお仕事させていただけるのではないかと考えています。

ちなみに申し上げますと、今現在この推進関係者会議の日本語教育関係の先生方も、皆さん日本語教育学会の会員で、文化庁の小委員会あるいはその下のワーキンググループの専門家の方も皆さん日本語教育学会の会員です。そういう形で今現在もいろいろな形で関与しているわけですけども、今後とも関与したいと思っています。

それから、日本語教育全体ということを考えますと、ある種一つの業界というのは富士山のようなものだと思うんです。富士山のような形で、言ってみれば上のほうと下のほうという広がりがあるということです。下の広がりを広めるためには、この富士山を高くしないといけないわけです。そういう意味でいうと、日本語教育学会というところが中心になって、場を提供するという形で、日本語教育の研究と実践をつなぐという形で、この日本語教育の業界全体の山を高くして、それで裾野も広くしていきたいと考えています。

そのことと関係しますのは第3点目で、今現在、教師の養成、研修、拠点整備事業が決定されましたね。ということですけども、その拠点整備事業に関して、これもほとんどの各地域の拠点の先生方、皆さんは日本語教育学会のメンバーでもあることであり

ますし、是非とも横の連携を強化して、この拠点整備事業を積極的に進めていきたいと考えています。以上です。ありがとうございました。

○西原座長

ありがとうございました。では古澤委員、お願いいたします。

○古澤委員

よろしく申し上げます。今回初めて参加をさせていただきました。私からは、地域日本語教育の視点からコメントをさせていただきます。

本県もそうですけれども、地域の人材不足は非常に深刻でして、経済や地域社会の担い手として外国人を受け入れていくということはもう考えざるを得ない、必要性を大変実感しているところです。

先月19日にベトナムのクアンビン省との間で、姉妹友好県省の締結をしました。本県に人材を送り出したいという意向もございまして、その際に日本語の壁が大きいという話を盛んにおっしゃっていました。できれば現地に、日本語の修得ができる、そういう教育機関が出来ないか、みたいなお話もいただいたところですが、条件整備をすることによって、今後更にベトナムから人材が入ってくる、受入れが増加するということが見込まれています。

また、本県には県内の大学で留学生を多く受け入れているような大学もございまして、そういった大学から、県内の学生を、県内定着を図るということも考えていかなければいけないだろうと思っているところです。

こうした状況にありますけれども、広く海外から人材を確保していくという必要から、現在、私どもの県では、日本語教育の充実、それから多文化共生、労働環境の適正化といったところを柱にしながら施策を進めています。環境整備を進めているところです。

日本語教育に関しましては、文化庁様から助成をいただきながら、県内の日本語教育機関と連携して、地域日本語教室の設置、充実を図っているところです。本県では、日本語を習得する場という機能だけではなくて、外国人が相談し、情報を獲得する場としての機能を持たせています。また、外国人が地域社会に溶け込んでいけるように、いきやすくするために、広く地域住民が参加できるような、そういう交流の場としての機能強化も図っておりまして、そういう中で今、日本語教室の活用が広がっていると認識

しております。

本年度は、県内で幅広く人材を受け入れていくことを想定いたしまして、共生を図るための生活者向けの日本語教育プログラム、このプログラムの開発に着手したところで、しっかり取り組んでいかなければいけないという認識でございます。

基本方針策定後に、世の中を取り巻く環境が大分変わってきているという認識を持っておりまして、実際に、先ほどもお話ししましたけれども、人材不足という中で、外国人材をしっかり支え手として認識をしながら、外国人材が働き、暮らすための環境づくりをしっかり進めていくと考えなければいけないだろうと思っておりまして、量もですが、質の面からも充実を図っていく必要がある、地域日本語教室は特にそう考えているところです。

その上で、幾つか課題もあろうかと思っています。一つは、山梨県もそうですけれども、日本語教育を担う人材の確保・育成、人的資源が少ない中でどれだけ確保でき、育成できるかというのも大事だろうと思っておりますし、今回私どもが取り組ませていただいておりますけれども、生活C a n - d oを参照した日本語教育体系の整備、ここをきちっと進めていかなければいけないだろうと。

また、デジタル化が進展したことで、ICTを活用した日本語教育環境の整備というのは着眼点かと思っております。クアンビン省からの先ほどのお話にもありますように、日本の空白地域だけではなくて海外のスポットを考えたときにも、ICTを活用した環境づくりというのは効果的にできればいいのかと思っておりまして、そうした意味でそこを強化していく、普及させていく、実際に使っていける環境づくりというのは、していかなければいけないだろうと認識しております。

○西原座長

ありがとうございました。どうぞお続けください。少し時間が押しております。

○古澤委員

ありがとうございます。あとは、これは日本語教育とちょっと離れますけれども、やさしい日本語の普及といったこともいずれ大事だろうということで、いずれ、働き、暮らす環境づくりというイメージでおりますので、その辺も課題かと認識しております。以上です。ありがとうございました。

○西原座長

ありがとうございました。では松田委員、よろしくお願いいたします。

○松田委員

よろしくお願いいたします。初めてこの委員会に参加させていただいております。私はこれまでのいろんな施策や報告を聞かせていただきまして、短期間にわたってそれぞれの関係部署が非常に尽力して、推進している動きであると非常に高く評価しております。その上で、私自身、日本語教育の専門家として少し観点を申し上げたいと思うんですが、この日本語教育の推進の中身というものが幾つかあり、その中で幾つかのものが強く推進されているのではないかという感じがします。

例えば福祉的な観点や共生的な観点、そして制度普及としての推進、人材の確保としての推進が非常に強いと思うんですが、それ以外にも幾つかの推進があるのではないかと感じています。例えばインバウンドであったり、知日派の増大としての推進であったり、また海外における日本の関係人口を増大させる推進といったものもあるのかと思います。

特に5番目ですか、日本の関係人口ということを考えますと、例えば海外在住邦人社会であったり、日本の在住経験者に対する継承語等の日本語教育の推進といったことがあるかと思います。今は移動が基盤の社会でして、一人が複数国を往還し、そして一人が複数国に関わりを持ち続けながら生きていく時代かと思います。そうなったときに、世界から日本が選ばれて、日本を長期的に、定期的に関わる国の一つとして選び続けるような施策となるとよいのかと思いますので、省庁が横断的に、外務省や文化庁、文科省がつながりながら、行って帰って、行って帰ってするときどうアーティキュレーションを保つかといったことの施策がもっと考えられるとよいかと思います。

その上で、多分更に巻き込むべき団体があるのかと思います。例えば海外の在日団体やJICA、観光庁といったところなども巻き込みながら、いろんな施策が進むとよいのではないかと考えております。以上です。

○西原座長

ありがとうございました。では森下委員、よろしくお願いいたします。続いて由井委員、四ツ

谷委員。

○森下委員

学校法人アジアの風岡山外語学院の森下です。初めて参加させていただきます。まず、今回の認定法につきましては、関係省庁の皆様には多大なる御尽力をいただきましたことに感謝申し上げます。そして、私の立場から、現在課題と思っていること及び意見をお話しさせていただきます。

現在、パブコメを経て、認定法の下省令案を最終作成していただいておりますが、日本語教育機関で行う日本語教育は語学教育であるという特性のために、柔軟な運用が必要であるということと、それに対して法的な整合性の調整が課題となっていると思っております。語学教育は、一人一人レベルが違う学生が、それぞれの目的を持って入学し、目標が達成されればそこで終了するといった特性があり、小中高のような、同じレベルの生徒が進度を同じく一斉に学んでいく学校教育とは違っておりますので、学ぶ学習者にとって使いやすい制度にさせていただくよう御配慮いただきたいと思っております。

新たな制度においては、日本語教育機関で働く日本語教師は全員、登録日本語教員でなければならず、質の確保という観点では重要であるというのは重々承知しておりますが、量の確保も重要な課題であると考えます。現職教師には5年の経過措置を設けていただきましたが、団体のアンケート調査によりますと、半数の現職教師は基礎試験と応用試験のうち、応用試験を受けなければならず、また新たに日本語教師を目指す方々の制度整備という観点からも、今後の試験の回数、会場の拡充、そしてタイミングの検討などを行わないと、深刻な教師不足になることが懸念されます。

コロナの影響で、現場を離れざるを得なかった日本語教師が現在でも戻ってきておらず、現場の教師不足は大変深刻でございます。そのため、新たな制度の下、魅力ある職として、日本語教師を根づかせていかなければならないと考えておりますので、登録日本語教員の処遇改善も含めた施策が必要であるのではないかと考えます。

この法制化は、認定日本語教育機関、登録日本語教員の振興と活用推進がセットであると考えております。この日本語教育機関認定法により、質がしっかりと担保された認定日本語教育機関、登録日本語教員が、留学生はもちろんのこと、就労者、地域の日本語教育、難民、外国人児童等に対する日本語教育の場面で広く活用、推進されていくことを期待しております。

それと同時に、認定日本語教育機関、登録日本語教員、そして今回の法律で設けられる日本語教師の養成機関である登録日本語教員養成機関、登録実践研修機関についても厳しい審査のハードルを越えてくるわけですから、振興策の検討が必要であると考えております。私からの現状の課題と意見については以上です。

○西原座長

ありがとうございました。では由井委員、次に四ツ谷委員、お願いいたします。

○由井委員

初めて参加いたします由井と申します。現在、私立大学で教員養成を行っております。また、この委員としては、私立大学の団体から推薦を受けております。そういう立場から申し上げたいと思います。

まず、日本の私立大学の団体からの意見でもあるんですけども、私立大学では、集まりに行くとき必ずのように多様性という言葉が出てきます。大学は大学ですけども、その設置場所だけではなく、学部だけではなく、規模あるいは単科なのか総合なのかとか、様々な多様性を抱えています。そういう中で特に留学生別科の問題について、声が上がっています。

それは特に地方にある小規模の大学から上がっているんですけども、今、検討されてくださっているところだと思いますけども、非常に小さい規模で留学生別科を運営している大学もあります。十数人規模というところもあります。そういうところでは、現場の教える先生方は非常勤講師の先生で、そこも必ずしも人材が十分確保できず、日本語教師が十分確保できない場合に、例えば英語教師であったり、あるいは高校の国語の先生とかをお願いしているというようなことも聞きます。そして、別科長などの管理のほうは、ほかの研究分野の教員が担当しているということも聞いております。

そういう現状がありますので、新しい法律は非常に日本語教育の世界にとってありがたい法律が出来たと思っていますけども、法に縛られることによって排除されないような、地方の私立大学でも日本語教育が推進されるように御検討いただければと思います。

この背景にあるのは、先ほど来、委員の先生方から御意見が出ていますように、教師の偏在とか不足という問題があるかと思います。潜在的な日本語教師になれる人たちの掘り起こしとか、これまで卒業生たちを見ていても、一般企業に勤めて、その後転職し

て日本語教師になるという人も結構いますので、そういう人たちが日本語教育の世界に入ってきやすいような、そういう仕組みづくりをしていただけたらと思っております。

それからもう一つ、日本語教員養成をしている大学のほうの立場ですけども、これは現場の声として、今回の法整備、それから推進に関して情報が十分伝わっていないという声がたくさん聞こえてきます。それで、ちょっとした、どこかから得た情報が走ってしまって混乱しているようなこともあります。そういうことから、どこか安心して情報を得られるところがあればいいと思っております。そこに例えば工程表であったり、この部分はまだ決まっていない未定であるとか、そういう正確な情報がつかめるようなサイトなどがあると、現場としても安心して、この新しい動きについていけるのではないかとと思っております。

それから最後にもう一点です。今回の法改正によりまして、日本語教育が非常に推進されていくんですけども、その中に国民の理解と関心の増進という項目もあります。この部分も非常に大事じゃないかと思えます。下手すると、日本語を学ぶ外国人だけが頑張れみたいなことになりはしないかと、そういう懸念もあります。そういうことで、国民の理解と関心というのは、これは共生社会を実現していくということにつながっていくと思えますので、日本人側の歩み寄りとか手助けとか、そういうのが必要だということの認識が進めばいいのではないかとと思っております。以上です。ありがとうございます。

○西原座長

ありがとうございました。では四ツ谷委員、その次にオチャンテ委員とロジャーズ委員、お願いいたします。

○四ツ谷委員

国際交流基金の四ツ谷でございます。私から手短かに2点、申し上げたいと思えます。

1点目は、既にほかの委員の先生方からも御指摘がありますけれども、海外における日本語教育と、それから国内の日本語教育の接続の問題、これが今後ますます重要になると。従来、国際交流基金は、海外におきまして、CEFRに準拠しました「JF日本語教育スタンダード」という日本語教育の基準を作りまして、それを基に日本語教育支援を行ってまいりました。

更に、文化庁のほうで、日本語教育の参照枠という C E F R を参照した基準が今回新たに出来ましたので、これによって、国内と海外の日本語教育の枠組みが共通のものになったと言えるのではないかと思います。これを基盤にして、海外と国内の日本語教育のアーティキュレーションを考えていくということが肝要になってきます。

したがって、外国人に求められる日本語能力の要件につきまして、今後はこの参照枠とか、J F スタンダードといった、C E F R 準拠の尺度で示すということが非常に重要になってくるのかと考えております。

2 点目ですけれども、日本にとって、外国人材の受入れは非常に重要であることはもう紛れもないわけですから、円安等で日本の経済的の魅力が低下してきますと、単に経済的な利益だけで日本に来ようとする方も減少してくるようになりますので、海外の人材獲得競争が激化していくということが予想されるんですが、こういった状況において、その経済的利益だけによらない、日本に関心を持つ層、日本文化とか日本語とか、広く日本に関心を持つ、いわゆる日本ファンと言われる人たちですけど、それが重要になってくるのかと。こうした日本ファンになりそうな人たちに対して、こういった層の拡大を目指した、裾野を広げるような日本語教育も今後重要になってくるのではないかと考えております。以上です。

○西原座長

ありがとうございました。ではオチャンテ委員、お願いいたします。

○オチャンテ委員

こんにちは。桃山学院教育大学のオチャンテ・ロサと申します。初めて参加させていただきます。私は、海外ルールのある子供たちの教育、特に移民二世世代のキャリア教育・形成支援について研究していて、特に外国人集住地域で活動をしています。

私自身、小学校・中学校の現場で働いた経験もあり、また、現場の先生とも交流を今でもあるんですけど、皆さんがおっしゃるのは、子供たちが日本語の教育の学習は受けるけれど、でもその時間が限られていて、もちろんそこは地域差があるかもしれないんですけど、学級で過ごす、学級で日本語の学習をする時間が圧倒的には多いんです。現場の先生から、担任の先生だったり、子供たちの背景を理解しながらそういった日本語の教育の指導ができるように、学級の教科を学びながら日本語の学習ができるような、

意識させることも必要なのかと、重要なのかと思っています。

特に、これから法改正で今後変わっていくかもしれないんですけど、日本語の教師養成課程が実施されている大学は今でもたくさんあるけれど、特に教員養成大学、学校の先生になろうとしている学生たちには、そういった日本語の教師になるように、また養成課程を終了して、何かインセンティブとなるような、こういう日本語教師になりたいと思えるようなモチベーションを上げるような何かが必要なのかと思って、今までもそういう自治体があるかもしれないけど、ではその教員採用試験で加点になるような、そういうものも必要なのかと思っています。

もちろん、現場の子供たちと学生のうちに交流していけば、こういう日本語の教師を目指したいと学生もたくさんいると思うんですけど、そういうインセンティブとなるようなものが何か必要なのかと毎回思っています。

それが一つですけど、あとは、先ほどコメントにも出ていたんですが、やさしい日本語の観点も私は非常に取り入れていく必要もあるのかと思って、特に地域の受け入れる必要性、地域から、相手が外国人だから日本語を学ぶのは当然ではあるかもしれないけれども、地域としては受け入れて、地域としては彼らと話をする中では、こういった言葉に気をつけてとか、そういうお互い受け入れ合う、交流し合うためのことも必要なのかと思ったりします。

あと最後ですけど、海外に在留する子供たちへの日本語教育というのがありましたが、恐らくこれは日本人の子供を対象にしていると思うんですけど、結構、日本で生まれて大きくなって、一旦、親の都合で国に帰らないといけないブラジル人、ペルー人とかほかの国の子供たちもいるけれど、そういった子供たちにも、何か日本語の学習を維持できるため、せっかく日本語を覚えたのだから、どこに行っても維持できるような支援も必要かと思ってコメントさせていただきました。以上です。

○西原座長

ありがとうございました。最後ですが、最後になってしまって申し訳ありません。ロジャーズ委員、お願いいたします。

○ロジャーズ委員

初めて参加させていただきます。ジェニファー・ロジャーズと申します。私から二つ

の立場から御意見申し上げたいと思います。

一つは、個人としては日本で留学した経験が二つあって、アメリカの大学でも日本語を勉強しました。その後はずっと40年間ぐらいのキャリアとしては、企業の顧問弁護士として企業の中で勤めてきて、今、上場された日本の大企業の社外取締役としても務めておりますから、人材不足の課題が結構一番多分気になっているところではないかと思えます。

外国で日本語を勉強することは、多分すごく大事ではないかと思えますから、どうしてかと言いますと、日本について文化に興味を持つ人が日本語を勉強したいというところが、日本に来て、仕事する場合は、もっと日本の生活にも興味を持つてできるようになるのではないかと思います。今のいろんなテクノロジーを利用して、リモート社会にもなったし、無料でいろんなインターネットの学習とか、いろんな学ぶツールがあるのではないかと思いますから、それがそんなにコスト的ではなくても、同時にそれが続く、その上で日本に来て留学する、関心を持つこともあると思えます。

外国で日本企業に勤める気になる方が現れてくるのではないかと思いますから、国内の日本語の教育の標準とか質を考えるべきだと思います。すごく外国でそれを、日本語の勉強を普及するための活動を是非続けてほしいと思えます。結構無料とかコストなしでもっとテクノロジーを利用してすることを考えるべきではないかと一つのポイントとして申し上げたいと思えます。

二つ目ですけれども、人材不足からのことは今、テーマとしてはたくさん出てきましたけれども、在日前でJFT-Basicとか、いろんな標準語を話す基準とかが確認できると一番理想的ではないかと思えます。それが続くべきだと思いますが、でも、いろんな国の状態によってコストも掛かるし、ニーズとしては労働者から考えれば、待たないで人を手配したいので、在日後で、日本語の教育が提供できるとか、外国人が日本に来てから、いろんなサポート、支援する環境が必要ではないかと思えます。いろんな地方のボランティアとか、いろんな活動の話が出てきましたけれども、すごくまだ感じるところですが、企業の中でとか企業のほうで貢献できる場所はあるのではないかと思えます。

当然、大企業の場合はもっと貢献できる部分はありますけれども、もっと中段とか、もっと小さな会社のところでは、多分企業の中で、そういう、コストもあるし、機能は作れないんですけれども、もうちょっと在日後の支援とか、貢献できる環境をもっと作

るべきではないかと思えます。

というのは、いろんな、日本語ができないとこういうのができないという制度を作ることによって、結構柔軟性がなくなるから、いろんなニーズはあるから、それが是非、在日前ではなくて在日した後で、今からどういう環境を作るべきか、皆さんおっしゃったんですけれども、社会にまで負担しないように、外国人はスムーズに日本の仕事をしながら生活できるような環境を作りたいと思えますので、もうちょっとそれが包括的に、在日前とか在日後の、どういうスキームを作るべきかという議論はもっと深くするべきではないかと思えます。以上、私のコメントになります。よろしくお願ひします。

○西原座長

ありがとうございました。

ただいま皆様から、また今日御欠席の方を含めて、いろんな御意見を頂戴いたしました。これは議事録としてまとると同時に、出た御意見は先ほども言いました、タッグを組んでいる推進会議のほうにも報告され、そのことがまた省庁連携してどのように取り組むかということの考え方につながっていくものと思えます。皆様、本当にありがとうございました。

ちょうど大体終わりの時間になったので、皆様方の御協力に感謝いたしますが、また、こういう議論の場が続くことを願っております。

その他というアジェンダもあったんですけれども、時間が押しておりますので、ほかに絶対今日これは叫んでおきたいということがなければ、本日の議論はこれで終了したいと思えます。

事務局から今後についての説明があると思えますので、よろしくお願ひいたします。

○福田地域日本語教育推進室長

ありがとうございました。次回の関係者会議の日程につきましては、後日、事務局より改めて御連絡いたします。引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。

○西原座長

ありがとうございました。そういうわけなので、今年度もう一回だけとなっていて、もうちょっと欲しいかという意見もあるかもしれませんが、その点は事務局とま

た議論していきたいと存じます。

以上で本日の会議の日程を終了させていただきます。皆様、長時間にわたって御参加、ありがとうございました。

— 了 —